

第3章 避難実施要領のパターン

2 小学校区別の避難実施要領のパターン

【上田小学校区】 → 区域内の商業施設に爆発物が発見された場合

上田小学校区内にある商業施設において、爆破計画が判明したことにより、周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

この事案が発生する日の午前中に、市内の別の地域で爆発物を積載した車両が爆発する事案が発生し、当該事案が緊急対処事態に認定され、豊見城市には既に緊急対処事態対策本部が設置されている状況との想定とする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
8月2日 10:00～	<ul style="list-style-type: none"> 市内の別の地域で爆発物を積載した車両が爆発 実行したテログループは犯行声明を発表、次の爆破を予告 	<ul style="list-style-type: none"> 爆発物で多数の死傷者が発生 (12:00) 豊見城市で発生した事案について、国が緊急対処事態に認定
16:00	<ul style="list-style-type: none"> テログループの拠点捜索により、20時に上田小学校区内の商業施設を爆破する計画が判明 	<ul style="list-style-type: none"> 国対策本部が避難措置の指示の検討開始 県対策本部が避難の指示の検討開始
16:05		<ul style="list-style-type: none"> 警察が上田小学校区内の商業施設及び周辺の捜索開始 消防が商業施設の半径300m圏内を含む区域を消防警戒区域に設定 市においても状況を把握、住民の避難について検討・調整開始 県と豊見城市が避難施設及び避難経路の協議開始 市職員を現場へ派遣
16:25	<ul style="list-style-type: none"> 警察が商業施設内に駐車している車両から時限式の爆発物を発見 	
16:30		<ul style="list-style-type: none"> 市が緊急対処事態対策本部会議を開催（状況から午前中の事案と同様の爆発物である可能性が高く、付近住民の避難について検討）
16:35	<ul style="list-style-type: none"> 国から県に対し避難措置の指示 	
16:45	<ul style="list-style-type: none"> 県から避難の指示 	
17:00		<ul style="list-style-type: none"> 避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
17:30		<ul style="list-style-type: none"> 残留者への呼びかけ開始
19:00	<ul style="list-style-type: none"> 要避難地域の住民等の避難完了 	

第3章 避難実施要領のパターン

避難実施要領（上田小学校区）

避難実施要領				
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">屋内避難</div> ・ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">市内避難</div> ・ <div style="text-align: center;">市外避難</div> </div>			豊見城市長 平成 年8月2日17時00分現在	
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：豊見城市の上田小学校区内の商業施設の概ね半径300m圏内の地域				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	8月2日（金）16：00頃			
発生場所	上田小学校区内の商業施設（施設名：〇〇）			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	商業施設爆破計画が発覚。 計画によると、20時に爆破することとなっている。			
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが考えられることから、1日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要			
気象状況	天候：晴れ 気温：29℃ 風向：東 風速：2m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	字〇〇、字〇〇（商業施設より半径300m圏内）			
避難先と避難誘導方針	字〇〇、字〇〇の住民を徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	8月2日（金）17：00			
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：消防の警戒区域に基づき交通規制を実施 消防：現場の状況から半径約300m圏内を包含する区域を消防警戒区域と設定 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関：			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	判明した爆破計画中には、大量殺傷物質等を用いる計画はふくまれておらず、避難時に特別な対応は必要ない。			
地域の特性	地域の結びつきが強く、自治会単位での行動が期待できる。			
時期による特性	避難実施時は夕方夏休み期間中のため、学校等からの児童の避難は基本的に検討する必要はない。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	字〇〇	字〇〇	-	合計
避難者数計	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	字〇〇	字〇〇		
避難施設名	上田小学校	ゆたか小学校		

第3章 避難実施要領のパターン

所在地					
収容可能人数（人）					
連絡先（電話等）					
連絡担当者					
その他留意事項					
5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	-	-	-	-	
所在地	-	-	-	-	
連絡先（電話等）	-	-	-	-	
連絡担当者	-	-	-	-	
その他留意事項	-	-	-	-	
6 避難手段					
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-			
	台数	-			
	輸送可能人数	-			
	連絡先	-			
輸送力の配分の考え方	-				
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による輸送を行う。			
	その他（入院患者等）	-			
7 避難経路					
避難に使用する経路		県道7号線、11号線、68号線			
交通規制	実施者の確認	豊見城警察署			
	規制にあたる人数	30人程度			
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、商業施設から2か所の避難場所までの区間の交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	豊見城警察署			
	規制にあたる人数	30人程度			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-	-
	輸送手段	-	-	-	-
	避難先	-	-	-	-
	集合時間	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	字〇〇		字〇〇	
	輸送手段	徒歩		徒歩	
	避難経路	県道7号線を使用		県道11号線を使用	

第3章 避難実施要領のパターン

	避難先	上田小学校	ゆたか小学校
	避難完了予定日時	-	-
	その他(誘導責任者等)	-	-
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	豊見城市避難行動要支援者避難支援プランに基づき個別に設定。	
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施	
	輸送手段	市の保有車両を活用	
	避難経路	徒歩避難と同様の経路	
	避難先	上田小学校	ゆたか小学校
	避難開始日時	8月2日(金) 17:15	
	避難完了予定日時	-	
8-2 職員の配置方法			
配置場所	避難先の学校前(2箇所)、主要な交差点(2箇所)		
人数	学校前:2×2名=4人、交差点:2×4名=8人 計12人		
現地調整所	連絡要員を2名配置		
8-3 残留者の確認方法			
確認者	市職員・消防職員(約10名:誘導にあたらぬ職員から割り当て)		
時期	8月2日(金) 17:30開始		
場所	字〇〇		
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問		
措置	残留者に対し避難するよう求める。		
終了予定日時	8月2日(金) 19:00まで		
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法			
食事時期	-(徒歩避難時は提供せずに、避難施設にて提供)		
食事場所	上田小学校		
提供する食事の種類	備蓄食料等		
実施担当部署	-		
8-5 追加情報の伝達方法			
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車、携帯電話等			
9 避難時の留意事項(主に住民)			
自宅から避難する場合の留意事項			
基本事項	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。		
	隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難		
事態の特性			
	特になし(大量殺傷物質等が用いられている可能性が低い)		

第3章 避難実施要領のパターン

一時集合場所での対応		
		-
		-
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。</p>		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防車両を活用</p> <p>伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等に FAX 等により送付。</p>	
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧表による。	
職員間の連絡手段	防災計画で定めたとおりとする。	
12 緊急時の連絡先		
豊見城市	TEL：098-850-0024	
国民保護／緊急対処事態対策本部	FAX：098-850-5343	

上田小学校区：小学校区内の商業施設に爆
発物が発見された場合





【基本的な対応】

- ・危険が及び可能性のある住民は、上田小
学校及びゆたか小学校へ避難

ゆたか小学校

上田小学校

凡例

	小学校区
	小学校
	危険エリア
	想定避難経路